

審議会等会議録

審議会等の名称	平成18年度 第1回山口市環境審議会
開催日時	平成18年 8月11日(金曜日) 10:00 ~ 11:10
開催場所	山口市防災センター 3階
公開・部分公開の区分	公開
出席者	中西弘(会長)、伊原靖二(副会長)、上重一枝、遠藤克彦、岡本康時、水津洋志、中川一、藤原俊廣、船越健行、前田哲男、前田幸子、山本翠、渡辺一雄(13人)
欠席者	糸原義人、奥山暁 (2人)
事務局	渡辺市長 環境部 上野部長、坂廃棄物担当理事、勝屋理事、益本部次長 政策管理室 増田室長補佐 環境保全課 石津課長、山根主幹、中村副主幹、田中主査、富永主査、吉松主事、杉山主事 ごみ減量推進課 西村主幹、中川主任主事 (15人)
議題	1. 一般廃棄物最終処分場整備に関する経過等について 2. 山口市環境審議会(仮称)埋立処理研究部会の設置について
内容	新たに委員に就任された水津委員の紹介の後、次第に基づき以下のとおり進められた。 1 市長挨拶 2 諮問 「山口市にふさわしい環境への負荷が少ない一般廃棄物最終処分場の施設・設備について」の諮問書を市長から会長に提出。(提出後、市長は公務のため退席) 3 審議 (1) 議題1「一般廃棄物最終処分場整備に関する経過等について」 事務局より資料に沿って趣旨説明を行い、会長の進行により審議に入った。 ■事務局からの説明の概要 一般廃棄物最終処分場については、現在、山口、小郡、秋穂、阿知須の処分場があるが、それぞれの地域から出る廃棄物の受け入れに限定されている。 旧山口市では、次期一般廃棄物最終処分場の整備について、平成11年より地元説明会を開催するなど推進を図っている。 合併に伴い、今後進めていく一般廃棄物最終処分場については、全市域からの廃棄物を対象としたものとする。

次期一般廃棄物最終処分場の整備については、現在、様々な理由により進展を見ていないが、その主な要因として以下の3点が考えられる。

I 環境や循環型社会の形成などが求められる中、一般廃棄物最終処分場の用地の確保を中心とした、従来からの手法により取り組んだこと。

II 地元、特に地域の役員、並びに地権者等限られた利害関係者の皆様への理解や周知に努め、全市的な広がりを持たなかったこと。

III 上記に加え、説明内容も、一般廃棄物最終処分場整備を中心としたものとなり、環境施設の中での循環型社会としての位置づけ等、ごみ行政全体の理解の促進など、周知対象に課題があった。

現在、環境や廃棄物を取り巻く法整備も大きく変化してきており、循環型社会の構築が求められ、山口市においても、様々な取り組みを行なってきており、一般廃棄物処理基本計画もこうした視点を踏まえ、見直しすることとしている。

一般廃棄物最終処分場は、地域の環境保全施設の一つであり、一般廃棄物最終処分場があつてはじめて循環型システムが完成するものと考えており、御審議をとおして市民の理解が深まるようお願いしたい。

現時点で本市が想定している、次期一般廃棄物最終処分場についての計画概要については以下のとおり。

- ・建設に必要な期間：地質・環境影響調査も含め、最大で5年間を想定
- ・埋立容量は：約7万立方メートル（現在の「神田一般廃棄物最終処分場」の約5分の1）で、15年から20年程度の使用を想定
- ・埋め立てるもの：家庭や事業所から出た一般廃棄物のうち、平成20年から供用開始予定の「(仮称) 山口市リサイクルセンター」において処理しても、どうしても資源物として利用できない、陶器くず、ガラスくず、鉄・アルミ以外の金属等を想定。

次期一般廃棄物最終処分場において、安全に埋め立てを行なうための、主な対策については以下のものを考えている。

- ・処分場から出る浸出水を無害化するための対策：最新の水処理施設において、生物処理・凝集沈殿・砂ろ過・活性炭吸着などの高度な処理を行い、国が示す基準より良い水質にしてから放流する
- ・処分場からの浸出水が漏れないようにするための対策：地中に遮水層と強靱な遮水シートによる二重の構造を設置。万一のシート破損を検知する「漏水検知システム」の設置や、地下水の常時監視。
- ・豪雨時の対策：一般廃棄物最終処分場から雨水などがあふれ出すことがないように、洪水調整池、一時貯留槽等を設置。余分な雨水を処分場に入れないための排水路も併せて設置。

先進地施設として、以下の2施設を紹介。

○「岩国市日の出町最終処分場」

- ・平成14年から供用開始
- ・埋立容量は、5万立方メートルの処分場が2区画
- ・浸出水については、水処理施設において、高度に処理を行ない放流
- ・処分場からの浸出水が漏れないようにするための対策については、地中に設けた遮水壁と、表面に設置した遮水シートによる二重の遮水構造

○「賀茂環境センター一般廃棄物最終処分場」(東広島市)

- ・本年から供用開始
- ・一番の特徴は、処分場を屋根で覆う、被覆型の最終処分場であること
処分場を屋根で覆うことにより、雨水を完全に遮断できるため、浸出水の発生をほとんどなくすることが可能、風などによる埋立物の飛散防止も可能
- ・埋立容量は、48,750立方メートルの処分場が4区画
- ・処分場から出る浸出水については、高度に処理し放流、屋根があることから、浸出水の発生量が少ないため、水処理施設における処理量の減少が図れる
- ・処分場からの浸出水が漏れないようにするための対策については、コンクリートと遮水シートの二重構造により、遮水性能の向上を図っている
今後、本審議会において、より専門的で広い視点から、最終処分場の施設整備について御審議いただき、御提言をいただきたい。

■委員からの質問、意見等

- 現在埋立処理されているものには、燃えるものも入っているようだが、燃えにくいものは不燃物としているのか。

<事務局>

山口市の分別としては、燃やせないごみという言い方で分別をお願いしている。埋立物の中には燃えるものもあるが、現在の焼却炉の処理能力では限界に近い状態であるので埋立にまわしている。

- 次期中間処理施設が出来て、現在年間1万4千トンの埋立処理されている不燃物が、7分の1の2千トンになるようだが、主に減るものは何か。

<事務局>

事業所から持ち込まれる中に、建築廃材等の産業廃棄物がかなり入ってきており、これらは、基本的には産業廃棄物処理施設で処理してもらうことを検討する。

現在埋立処分されているものには資源ごみも非常に多く混入されているが、これを回収することにより本当に埋立処分するごみは減る。

- 最終的に破碎選別して2千トンになった埋立ごみの中で、成分的に多いものは何か。

<事務局>

投入するものにもよるが、一般的には陶磁器、ガラス、プラスチック類、鉄アルミ金属類でない金属類になると思われる。

- 山口市清掃工場からの焼却灰は、セメント会社でセメント原料としてリサイ

クルされているが、破碎選別処理された残さを再利用している全国の事例はあるか。

<事務局>

残さを何かに利用しているという事例は聞いていないが、この残さを熔融炉に入れて、スラグ等に変えて有効利用しているところはある。

●今現在の処分場のごみはこのままの状態か。今後分別されるのか。

<事務局>

市民にはこれからも更に分別に御協力いただき、市で鉄やアルミの資源回収をしたい。今回、新しい施設ができてそのまま移行することは基本的に考えていない。市民、事業所、行政とで、お互いにやれることはやって行きたい。

分別について、本当に市民に親切的な形で説明してきたか、一緒に取り組んできたかは、私たち（行政）の反省すべきところ。多くの方々、団体の御協力もいただいております、十分な知識をお持ちの方もおられるが、まだまだ全体として見たときに、やはりもう少しやるべきことがあるのではないかと考えている。

●資料には①リデュース（発生抑制）、②リユース（再使用）、③リサイクル（再生利用）があるが、リデュースに取り組んでおられるような事例はあるか。

<事務局>

（上記①～③のうち）発生抑制については、市の単位で行うのはいちばん難しい。ひとつお願いしているのは過剰包装の自粛で、協力店の制度を設け登録をお願いしており、これがリデュースに関連して市が取り組んでいるところだと思う。リユースについては、分別でリサイクルに出された一升瓶やビールビンなどリユースにまわせるものはまわしているが、実際にどこまでリユースにつながっているかは行政として把握できていない。

また、現在リサイクルプラザで自転車の再生や、フリーマーケットという取組みはやっている。家具の再生など、若干の手直しをして販売もしているが、量的にはあまり多くはない。

市が取り組むところはその範囲（上記内容）だが、日本全体としては、生産者と消費者、国の取組み、それぞれの役割分担で、市は市の役割として取り組んでいきたいと思っている。

●地区で分別回収しているが、分別リサイクルが理解できていない家庭もある。

これは、商品に分別の仕方が分からないようなものがついているから出来ないもので、生産者と消費者だけの問題とせずに、ごみを処理される市や国の立場としても進めていってほしい。

<事務局>

容器リサイクル法で国でも議論されているが、生産者と消費者の意見がかみ合わないところ。市町村ではごみ処理経費に対して、税金での負担や支援をお願いしている。事業者も、買い物袋など、今の社会の中では負担が大きいのことでいろいろ議論されているが、市町村レベルだけでは対応出来ない。現

状では、分別に従って資源ごみが焼却・埋立されないように努力し、市民にも分別で協力いただき、事業者にも協力いただく以外ないのではないかと思います。

●現在の神田処分場の防水シートや水処理はどうなっているのか。

<事務局>

神田一般廃棄物処分場は、平成3年に供用開始しているが、防水シートについては、当時の国の基準は二重シートの規定がなかったので、一重シートを設置している。浸出水については、処分場下の水処理施設で放流前に処理されている。

●今回の諮問内容は、一般廃棄物最終処分場の施設・設備について諮問を受けたが、最終処分場の施設・設備について考えるにあたっては、どこに造るか、どの場所に造るかで設備が変わってくると思うが、どの場所に造るかということは、市では結論がでていて、その場所にふさわしい施設・設備を考えて欲しいという諮問として受けるということによろしいか。

<事務局>

場所については限定していない。他市では処分場の品質・処理技術の上から、かなりの市街地あたりにも建設されている。もはや、場所を選ぶことなく、循環型社会の中でひとつの安全施設ではないかという説明もされている。一般的な市民の不安や、委員の皆様の専門的な御意見を踏まえた中で、皆様にそのあたりを御理解いただきたい。

(2) 議題2「山口市環境審議会（仮称）埋立処理研究部会の設置について」

事務局より趣旨説明を行い、会長の進行により審議に入った。

◇事務局からの説明の概要

本審議会において審議を進めるにあたって、廃棄物処理に関する有識者等で構成する研究部会の設置が必要であると考え、新たに山口市環境審議会（仮称）廃棄物埋立処理研究部会を設置したいと考えている。

部会では、より専門的な観点から処分場の施設・整備について調査研究を行い、環境審議会への報告を行う。

部会の委員については、先に述べた内容を審議するため、廃棄物処理、水質等の分野の方をお願いしたいと考えている。人数は5名程度を考えており、部会に属する委員は審議会規則により環境審議会委員の中から会長に指名していただき、専門的事項について助言を求めるための特別委員については新たに委嘱を行いたいと考えている。任期については、委嘱の日から答申までを考えている。

本審議会でも部会設置についての御承認をいただけたら、委員、特別委員を決定し、早い時期に第1回目の部会を開催したいと考えている。

部会の委員の指名、特別委員の委嘱については、会長と事務局に一任していただき、委員の皆様へは、後日通知させていただきたいと考えている。

	<p>■審議内容</p> <p><会長></p> <p>研究部会の委員の中には、専門的な知識のある方をお願いすることになる。特に意見がければ、議題2について事務局からの説明の案のとおり承認してよろしいか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p><会長></p> <p>議題2は承認する。</p> <p>4 その他</p> <p>■事務局からの連絡</p> <p>今後の予定として、8月23日に、審議会委員の一般廃棄物最終処分場の先進地視察を開催する予定。視察先は、岩国市と東広島市の2ヶ所。</p> <p>第2回目の審議会を、部会からの中間報告という形で年内を目処に開催したいと考えている。今年度中には、審議会からの答申をいただきたいと考えているので、御協力をお願いします。</p> <p>■その他の意見・質問等</p> <p>●以前ニュースで見たが、山口市は回収したペットボトルを、中国に輸出しているのか。</p> <p><事務局></p> <p>昨年ニュースで放送されたものについては、独自に、容器包装リサイクル協会を通さずに処理されたもので、山口市においては、昨年も今年も、国内での処理ということを取引の条件にしているので、海外へ輸出しているということはない。</p>
<p>会議資料</p>	<p>1. 第1回山口市環境審議会次第及び席次</p> <p>2. 第1回山口市環境審議会配付資料</p> <p>3. 諮問書</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>環境部 環境保全課 環境企画担当</p> <p>TEL 083-941-2180</p>